



日田市規則第55号

日田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月1日

日田市長

棕野美智子

日田市児童手当等事務処理規則の一部を改正する規則

日田市児童手当等事務処理規則（平成24年規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（父母指定者指定届の処理等） 第4条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「<u>規則</u>」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、児童手当父母指定者指定届受領証を当該届出者に交付するものとする。	（父母指定者指定届の処理等） 第4条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「<u>府令</u>」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、児童手当父母指定者指定届受領証を当該届出者に交付するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、規則第1条の4第1項の規定による児童手当認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書を、受給資格がないと認めたときは児童手当認定請求却下通知書を、様式第1号により当該請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第6条 市長は、規則第1条の4第3項の規定による児童手当認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書(施設等受給資格者用)を、受給資格がないと認めたときは児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)を、様式第2号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第7条 市長は、規則第2条第1項の規定による児童手当額改定認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めたときは児童手当額改定通知書を、支給額を改定しないと認めたときは児童手当改定請求却下通知書を、様式第3号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、府令第1条の4第1項の規定による児童手当認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書を、受給資格がないものと認めたときは児童手当認定請求却下通知書を、様式第1号により当該請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第6条 市長は、府令第1条の4第3項の規定による児童手当認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けた場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは児童手当認定通知書(施設等受給資格者用)を、受給資格がないものと認めたときは児童手当認定請求却下通知書(施設等受給資格者用)を、様式第2号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第7条 市長は、府令第2条第1項の規定による児童手当額改定認定請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めたときは児童手当額改定通知書を、手当額を改定しないものと認めたときは児童手当改定請求却下通知書を、様式第3号により当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第8条 市長は、規則第3条第1項の規定による児童手当額改定届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは児童手当額改定通知書を様式第3号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めるときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(施設等受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第9条 市長は、規則第2条第3項の規定による児童手当額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けた場合は、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めるときは児童手当額改定通知書(施設等受給者用)を、支給額を改定しないと認めるときは児童手当改定請求却下通知書(施設等受給者用)を、様式第4号により当該請求者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る額改定届の処理)

第10条 市長は、規則第3条第2項の規定による児童手当額改定届(施設等受給者用)の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは児童手当額改定通知書(施設等受給者用)を様式第4号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めるときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第8条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当額改定届の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは児童手当額改定通知書を様式第3号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めるときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(施設等受給者に係る額改定認定請求書の処理)

第9条 市長は、府令第2条第3項の規定による児童手当額改定認定請求書(施設等受給者用)の提出を受けた場合は、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めるときは児童手当額改定通知書(施設等受給者用)を、手当額を改定しないものと認めるときは児童手当改定請求却下通知書(施設等受給者用)を、様式第4号により当該請求者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る額改定届の処理)

第10条 市長は、府令第3条第2項の規定による児童手当額改定届(施設等受給者用)の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めるときは児童手当額改定通知書(施設等受給者用)を様式第4号により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めるときは当該届書を当該届出者に返戻するものとする。

(職権による額改定の処理)

第11条 市長は、規則第3条第1項の規定による児童手当額改定届又は同条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者の場合には児童手当額改定通知書を様式第3号により、施設等受給者の場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）を様式第4号により当該受給者に通知するものとする。

(一般受給者に係る現況届の処理)

第12条 市長は、規則第4条第1項の規定による児童手当現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、様式第5号を用いて、支給事由消滅通知書を、当該現況届の提出をした者又は当

(職権に基づく額改定の処理)

第11条 市長は、府令第3条第1項の規定による児童手当額改定届又は同条第2項の規定による児童手当額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることを含む。以下同じ。）によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が一般受給者の場合には児童手当額改定通知書を様式第3号により、施設等受給者の場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）を様式第4号により当該受給者に通知するものとする。

(一般受給者に係る現況届の処理)

第12条 市長は、府令第4条第1項の規定による児童手当現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、次により処理するものとする。

該現況届の提出を省略させた者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第13条 市長は、規則第4条第4項の規定による児童手当現況届（施設等受給者用）の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等を審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第14条 市長は、規則第7条第1項の規定による児童手当受給事

(1) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めたときは、児童手当認定通知書を様式第1号により当該届出者又は受給者に通知すること。

(2) 当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書又は公募等による確認をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により当該届出者又は受給者に通知すること。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第13条 市長は、府令第4条第4項の規定による児童手当現況届（施設等受給者用）の提出を受けた場合は、当該届書の記載事項等を審査し、支給事由が消滅したものと確認したときは、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅)

第14条 市長は、府令第7条第1項の規定による児童手当受給事

由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けた場合は、届出者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。

- 2 市長は、規則第7条第1項の規定による児童手当受給事由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、受給者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該受給者に通知するものとする。

3 略

（支払）

第15条 略

2 略

- 3 市長は、前項ただし書きの規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、様式第7号の1から様式第7号の4までのいずれかによる児童手当支払通知書に

由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けた場合は、届出者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該届出者に通知するものとする。

- 2 市長は、府令第7条第1項の規定による児童手当受給事由消滅届又は同条第2項の規定による児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、受給者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書を様式第5号により、施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を様式第6号により当該受給者に通知するものとする。

3 略

（支払）

第15条 略

2 略

より受給者に通知するものとする。

(未支払請求書の処理)

第16条 市長は、規則第9条第1項の規定による未支払児童手当請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 当該請求書の記載事項等を審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書を様式第8号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を様式第9号により当該請求者に通知すること。
- (2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めたときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書を様式第8号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を様式第9号により当該請求者に通知すること。

(支払の一時差止め等)

第17条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定によ

(未支払請求書の処理)

第16条 市長は、府令第9条第1項の規定による未支払児童手当請求書又は同条第2項の規定による未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 当該請求書の記載事項等を審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。
- (2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めたときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書を様式第7号により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）を様式第8号により当該請求者に通知すること。

(支払の一時差止め等)

第17条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定によ

り児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、受給者が一般受給者の場合には児童手当支払差止通知書を様式第10号により、施設等受給者の場合には児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）を様式第11号により当該受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第18条 市長は、児童手当の支給についての認定、額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって児童手当の請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第19条 略

2 規則第12条の9の規定による申出書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収される額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係

り児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、受給者が一般受給者の場合には児童手当支払差止通知書を様式第9号により、施設等受給者の場合には児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）を様式第10号により当該受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第18条 市長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第19条 略

2 府令第12条の9の規定による申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係

る寄附受領証明書を様式第12号により請求者等に送付するものとする。

4 略

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第20条 略

2 規則第12条の10の規定による申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額とする。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書を様式第13号により請求者等に送付するものとする。

4 略

(児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

る寄附受領証明書を様式第11号により請求者等に送付するものとする。

4 略

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第20条 略

2 府令第12条の10の規定による申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の毎支払期月に請求者等に支給される児童手当の額(法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書を様式第12号により請求者等に送付するものとする。

4 略

(児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第21条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書を様式第14号により特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

2 略

3 特別徴収の額は、毎支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額とする。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

第21条 市長は、法第22条の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書を様式第13号により特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

2 略

3 特別徴収の額は、毎支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。